「有害危険物」の名称を変更します

「有害危険物」

**「スプレー缶類・発火物・有害物」**

　スプレー缶類等が「燃やさないごみ」の日に誤って排出されることによる火災事故を防ぎ、分別がわかりやすく、正しく排出していただくため４月から名称を変更します。

・燃やさないごみとの分別をわかりやすくするため「スプレー缶類」

・発火の恐れがあるため「発火物」

・人体に有害な物質を含むため「有害物」

・危険物＝燃やさないごみと混同しないように「×危険物」

対象品目（変更はありません）

スプレー缶類、カセットボンベ、ライター、乾電池、水銀体温計、水銀温度計、蛍光管・ＬＥＤ電球（割れていないもの）など